

令和7年第3回摂津市議会定例会

議案参考資料
(条例関係)

令和7年10月8日提出

摂 津 市

目 次

議案第 5 5 号	摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・	1
議案第 5 6 号	摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件	・ ・ ・	6

摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 13 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第 33 条の 10 各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 13 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第 33 条の 10 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第 33 条の 10 各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 13 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 33 条の 10 各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第 18 条 略</p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならぬ。</u></p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 13 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第 18 条 略</p> <p>2 <u>家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u>が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならぬ。</u></p>

3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳(母子健康法(昭和40年法律第141号)第16条第1項に規定する母子健康手帳をいう。)又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 略

<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>

3 第1項の健康診断を行った医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳(母子保健法第16条第1項に規定する母子健康手帳をいう。)又は利用乳幼児の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 略

摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 14 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 33 条の 10 各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 14 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 33 条の 10 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

摂津市立ふれあいの里条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(事業)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 29 条第 1 項の規定による指定を受けて行う法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に関する事業、同条第 12 項に規定する自立訓練に関する事業、同条第 14 項に規定する就労移行支援に関する事業及び同条第 15 項に規定する就労継続支援に関する事業</p> <p>(2) 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 29 条第 1 項の規定による指定を受けて行う法第 5 条第 7 項に規定する生活介護に関する事業、同条第 12 項に規定する自立訓練に関する事業、<u>同条第 13 項に規定する就労選択支援に関する事業</u>、同条第 14 項に規定する就労移行支援に関する事業及び同条第 15 項に規定する就労継続支援に関する事業</p> <p>(2) 略</p>